

中小企業展示商談会 出展支援事業費補助金

補助対象
経費

展示商談会の出展小間料金※1

— 第2期 —

補助額

10万円～78万円(補助率2/3)※2

申請受付

第1期：令和7年6月16日(月) ▶ 令和7年10月31日(金)17時まで

第2期：令和7年11月1日(土) ▶ 令和7年12月19日(金)17時まで

※締切前に予算上限に達した場合は、
申請期間内であっても受付を終了します
ので、お早めの申請をおすすめします

展示商談会に出展する前はもちろん、
展示商談会出展後も申請可能です。
ただし、第1期で既に申請いただいた方は、対象外となります。
詳細は、募集要項等を必ずご確認の上、
申請してください。



EXHIBITION

京阪神地域で開催される
BtoBの展示商談会に出展し、
自社の新たな販路開拓に取り組む府内中小企業者に対し、
出展経費の一部を補助します！

※1 展示商談会主催者と小間契約を交わしたものに限ります。

※2 補助額には下限があります。

1小間(最低申込小間)の料金が税抜15万円(=補助額10万円)未満の場合は対象となりません。

対象展示商談会

次の(1)～(5)をすべて満たす展示商談会が対象となります。

- (1) 令和7年4月1日～令和8年2月8日に開催初日を迎えるもの
- (2) 大阪府・京都府・兵庫県で対面形式で開催されるもの
- (3) BtoB(企業間取引)を対象とし、主たる開催目的が商談であるもの
- (4) 広く一般に出展者を募集し、募集要項等が公表されているもの
- (5) 次の(ア)～(オ)にあてはまらないもの
 - (ア) 一般消費者に対するその場での販売を主な開催目的とするもの
 - (イ) 取引先や団体の構成員のみを招待するなど、特定の顧客のみを来場対象とするもの
 - (ウ) 自社が主催または運営に携わるもの
 - (エ) オンライン上のみで開催されるもの
 - (オ) そのほか販路開拓に資すると認められない特別な事情があると大阪府が認めるもの

補助対象者

- (1) 大阪府内に主たる事務所又は事業所を有すること
- (2) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であり、かつみなしだ企業でないこと

※そのほか募集要項に定める要件をすべて満たす必要があります。

申請方法 | オンラインでの申請となります。

▶大阪府行政オンラインシステム

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/e325810e-a5b9-4645-b79a-533d3f66ff80/start>

※第1期募集終了に伴い申請先のアドレスも変更となっていますのでご注意ください。



.....申請時期と出展日に応じて、2種類の申請方法があります。.....

●申請時点で開催初日まで30日以上ある場合

▶出展30日前までに募集要項記載の「申請書類」を提出する事前申請方式

●開催初日まで30日未満の場合 又は 申請時に既に出展済みの場合

▶出展後に募集要項記載の「申請書類」を提出する事後申請方式

(7月16日から7月25日までに出展される場合は、事前申請方式で申請可能な場合がありますので、

詳しくは府ホームページでご確認ください)



出展後に、当日のブース写真や会場マップ等の出展を証明する書類が必要となりますので、必要書類の詳細は、募集要項等を必ずご確認の上、出展後から申請まで保管をお願いします。必要書類が提出できない場合、補助対象となりません。

詳細はこちら ▶ 募集要項等 : <https://www.pref.osaka.lg.jp/o110070/mono/syuttenshien-rinji.html>

「中小企業展示商談会出展支援事業」で検索! 中小企業展示商談会出展支援事業



お問合せ先

中小企業展示商談会出展支援事業
コールセンター

※府ホームページに「よくあるお問合せ」を掲載していますので、併せてご覧ください。



0120-781-120

時間 9:00～17:00 (土曜日、日曜日、祝日は除く)

メールアドレス 2025-hojokin@kbinfo.co.jp